

高崎市における建築基準法関係規定

(地区計画、高度利用地区等による個別の制限は除く)

用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	市街化調整区域 / 用途無指定
2026 現在												

容積率の限度

一般の敷地 (%) (法第52条第1項)	80 100	100 200	100 200	200	200	200	200 300	400 600	200	200	200	200
敷地前面道路の幅員が12mに満たないとき (法第52条第2項)	上記の割合以下で、かつ 前面道路の幅員(m)×0.4						上記の割合以下で、かつ 前面道路の幅員(m)×0.6				← ×0.4	

建ぺい率の限度

一般の敷地 (%) (法第53条第1項)	40 50	50 60	50 60	60	60	60	80	80	60	60	60	70
特例・緩和	準防火地域内の 耐火・準耐火建築物等 (法第53条第3項第一号)	-	-	-	-	-	-	+10加算	-	-	-	-
	角 地 (法第53条第3項第二号)	+10加算										
	防火地域内の 耐火建築物等 (法第53条第6項第一号)	-	-	-	-	-	-	制限なし	-	-	-	-

その他

・建築協定締結地区: 八幡住宅団地、中島住宅団地、浜川北住宅団地、山名イースタウン(A・B地区)、グリーンヒル高崎住宅団地

・垂 直 積 雪 量: 標高が140m以下の地域は0.35m、標高が140mを超える地域は平成12年建設省告示第1455号により求めた数値

・風 圧 力: 地表面粗度区分はⅢ(榛名湖周辺は一部区分Ⅱ)

用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	市街化調整区域 / 用途無指定
	2026 現在											

建物の高さの制限													
絶対高さ制限 (m)		10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外壁の後退距離		なし（地区計画、高度利用地区等による個別の制限は除く）											
斜線制限	道路	適用距離 (m)	20	20	20	20	20	20	20	20/25	20	20	20
		勾配	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
	隣地	立上がり (m)	-	20	20	20	20	20	31	31	31	31	31
		勾配	-	1.25	1.25	1.25	1.25	1.25	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
	北側	立上がり (m)	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		勾配	1.25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

日影による中高層の制限													
対象建築物		軒高＞7m 又は 地上階数 ≧3	建築物高さ ＞10m		建築物高さ ＞10m			建築物高さ ＞10m ※1	-	建築物高さ ＞10m	-	-	建築物高さ ＞10m
		※1 近隣商業地域において、容積率が300%に定められている場合を除きます											
平均地盤面からの高さ(m)		1.5	4		4				-	4	-	-	4
時 規 間 制	5m＜敷地境界線≦10m	4h	4h	4h	5h	5h	5h	5h	-	5h	-	-	5h
	敷地境界線＞10m	2.5h	2.5h	2.5h	3h	3h	3h	3h	-	3h	-	-	3h

防火制限の関連													
法22条の防火制限		適用											-
防火・準防火地域		-	-	-	-	-	-	-	※2	-	-	-	-

※2 防火・準防火地域の指定がされている地域があります。都市計画課でご確認ください